もの」を削り、同項の表中

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額に当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額を加えて得た額

を

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額を加えて得た額

に改め、同表分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）の項及び分割後存続する保険者がある場合における分割により成立した保険者及び分割後存続する保険者の項中「当該分割が行われた年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同表解散した保険者の権利義務を承継した保険者の項中「当該解散が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額を」を「同年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額の合計額に当該解散が行われた年度の確定前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額を加えて得た額を」に、「当該解散が行われた年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同条第五項中「以下この条」を「次項及び第七項」に改め、同条第六項中「あるのは「第五項において準用する前項」と、「同項」とあるのは「あり、及び「同項」とあるのは、」に改める。

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額に当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額を加えて得た額

を

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額を加えて得た額

を

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額を加えて得た額

に改め、同表分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）の項及び分割後存続する保険者がある場合における分割により成立した保険者及び分割後存続する保険者の項中「当該分割が行われた年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同表解散した保険者の権利義務を承継した保険者の項中「当該解散が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額を」を「同年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額の合計額に当該解散が行われた年度の確定前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額を加えて得た額を」に、「当該解散が行われた年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同条第五項中「以下この条」を「次項及び第七項」に改め、同条第六項中「あるのは「第五項において準用する前項」と、「同項」とあるのは、」に改める。

第四条第三項中「（以下」を「（第二十一条各号において」に、「第二十一条」を「第二十一条各号」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第九十三条第三項の規定により、毎年度国が支払基金に対して交付する額は、当該年度における法第三十八条第三項第三号に規定する特別負担調整見込額の総額等（以下この項において「特別負担調整見込額の総額等」という。）の二分の一とする。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の法第三十九条第三項第三号に規定する特別負担調整額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額を控除して得た額の二分の一とし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の同号に規定する特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の二分の一とする。

第九条中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第十二条中「、同条第二項中「前項」とあるのは「第十二条において準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と」及び「第一項」とあるのは「第十二条において準用する第一項」と、」を削り、「社会保険診療報酬支払基金」を「支払基金」に改める。

第十三条第四項中「市町村の」を「市町村がその保険料を徴収する」に改める。

第十七条中「第九十三条、第九十六条及び」を「第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに」に、「第百条」を「第百条第一項」に改める。

第十九条第三項中「以下この条」を「第五項及び第七項」に改め、同条第五項中「について」を削る。

第二十一条第一号及び第二号中「後期高齢者医療広域連合」の下に「が行う後期高齢者医療」を加える。

第二十四条中「の被保険者」を「が行う後期高齢者医療の被保険者」に改める。

第二十五条の二中「第百二十条第一項」を「第百二十条第一項各号」に改め、同条を第二十五条の二の二とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

（標準報酬総額の補正）

第二十五条の二　法第百二十条第一項第一号イの標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　全国健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険者の健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

二　共済組合　当該共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の月額をいう。以下この条において同じ。）の前々年度の合計額の総額（当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあっては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。）の同年度の合計額の総額を合算した額

イ　前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この項において「基準月」という。）における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額の基礎となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員以外の組合員の標準報酬の月額の総額を合算した額

ロ　前々年度の基準月における当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の総額